

飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業

【900百万円】

対策のポイント

自給飼料増産に向けて、草地の生産性向上を図るため、①難防除雑草の駆除及び駆除対策の活用・普及等の取組を支援します。また、飼料生産基盤を有効活用するため、②国産粗飼料の広域流通体制の構築、③公共牧場の活用拡大と機能強化、④我が国に適した放牧（日本型放牧）の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）に即し、将来にわたり意欲をもって畜産経営を継続していけるよう、**自給飼料の一層の生産拡大**を図り、**畜産・酪農の競争力強化**を強力に進めることが喫緊の課題です。
- ・こうした中、**肉用牛・酪農経営の生産基盤の強化**を図るため、
 - ① 従来の草地改良では防除の難しい**難防除雑草の駆除**、
 - ② 土地条件の制約等から自給飼料生産が困難な地域に対する**国産粗飼料の広域流通体制の構築**、
 - ③ 有用な飼料生産基盤であるものの十分に活用できていない**公共牧場の活用拡大と機能強化**、
 - ④ 大幅な生産コストの削減につながる**我が国に適した放牧（日本型放牧）の推進**を進める必要があります。

政策目標

○飼料作物の生産量

(350万TDNトン（平成25年度） → 501万TDNトン（平成37年度）)

○飼料自給率の向上（26%（平成25年度） → 40%（平成37年度）)

○飼料作付面積の拡大（89万ha（平成25年度） → 108万ha（平成37年度）)

<主な内容>

自給飼料の一層の生産拡大に加え、飼料生産基盤の更なる利活用の取組を緊急的に進め、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進します。

1. 草地難防除雑草駆除対策事業

難防除雑草駆除計画を策定し、計画に基づき行う**高位生産草地への転換**（除草剤散布、耕起、砕土、整地、施肥、土壌改良資材の投入、優良品種の導入等による施工）や**駆除対策の活用・普及等**の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体）

2. 国産粗飼料広域流通体制整備事業

- (1) 広域供給利用協定の締結等、国産粗飼料の広域的な供給・利用を推進するための検討会の開催等を支援します。
- (2) 国産粗飼料の広域的な供給・利用を推進するために必要な施設・機械の整備を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：飼料生産組織、農業者集団等

3. 公共牧場活用生産基盤強化支援事業

- (1) 地域における肉用牛・酪農の生産基盤の強化に資するため、計画に基づき行う夏期預託から周年預託への転換、公共牧場自ら行う肉用子牛の生産や乳用後継牛の供給の取組等を支援します。
- (2) コントラクターや生産組合が利用率の低下した公共牧場等を有効活用するために、行う草地の生産性改善や機械導入等の取組を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：地方公共団体、農業者集団等

4. 日本型放牧モデル普及推進事業

- (1) 肉用牛の周年親子放牧や乳用牛の集約放牧等の日本型放牧の普及のため、モデル実施に係る計画作成、放牧地確保のための調整会議の開催、疾病予防対策の実施等の取組及びモデル実施のための条件整備を支援します。
- (2) 日本型放牧の全国的な普及を推進するため、優良事例の収集・分析、事例集の作成、専門家による現地指導、地域指導者の育成、地域での放牧技術普及等の取組を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：農業者集団等、民間団体

[お問い合わせ先：生産局飼料課 (03-6744-2399)]

飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業

【平成28年度補正予算】

予算額 900百万円

◆ 草地難防除雑草駆除対策事業

- 1 計画の策定等
難防除雑草駆除計画の策定や調査分析に支援します。
- 2 草地改良
計画に基づき行う高位生産性草地への転換(除草剤散布、耕起、碎土、整地、施肥、土壌改良資材の投入、優良品種の導入等による施工)の取組を支援します。

- 3 対策の活用・普及等に必要なデータ収集、研修会等に支援します。

＜難防除雑草＞



ギシギシ シバムギ



計画に基づき除草剤の散布等を実施



難防除雑草の繁茂しない生産性の高い草地

◆ 公共牧場活用生産基盤強化支援事業

地域の「生産基盤強化計画」を策定し、計画に基づく以下の取組を実施する際に必要な施設、機械、家畜の導入等に支援します。

- ① 夏期預託から周年預託への転換
- ② 地域を越えた広域的な預託
- ③ 預託月齢の早期化による預託期間の延長
- ④ 公共牧場自ら行う肉用子牛生産や乳用後継牛の供給 等



草地改良



収穫機械導入



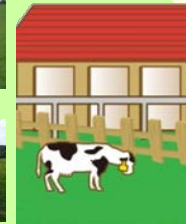
生産性向上



牧柵整備



カーフハッチ導入



畜舎整備

◆ 国産粗飼料広域流通体制整備事業

- 1 広域供給利用協定の締結
広域供給利用協定の締結等、国産粗飼料の広域的な供給・利用を推進するための検討会等に支援します。
- 2 広域供給・利用のための整備
国産粗飼料の広域流通の拡大を図るため、農協、コントラクター、TMRセンター、農業集団(3戸以上)等の供給側、需要側それぞれに必要な施設・機械の整備等に支援します。

【供給側】



梱包格納機



保管・搬出

広域流通

【需要側】



混合機



ストックヤード

◆ 日本型放牧モデル普及推進事業

肉用牛の周年親子放牧及び乳用牛の集約放牧に係る条件整備等に支援します。

- 1 放牧利用推進
計画の策定、放牧地確保に係る調整会議の開催、疾病予防対策の実施等に支援します。
- 2 モデル実施に係る条件整備
肉用牛の周年親子放牧及び乳用牛の集約放牧のモデル実施に係る放牧地整備、牧柵や飲水施設等設置、草地管理機械の整備、放牧牛導入等に支援します。



- 3 日本型放牧モデルの全国普及
専門家による現地指導、地域指導者の育成、優良事例の収集・分析等に支援します。



畜産経営体質強化資金対策事業

【1, 700百万円】

対策のポイント

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しする長期・低利の一括借換資金を融通するとともに、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のための家畜の購入・育成資金の借入に係る農業信用基金協会の債務保証の保証料を免除します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産クラスター計画の策定が進んでいく中で、同計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経営展開を図っていく意欲ある畜産経営が多く出てくることが想定されます。
- ・そのような場合に、既往負債の償還負担を軽減し、新たな償還計画を策定しようとする経営体に対して、資金融通の円滑化のための支援が必要となります。
- ・また、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のため、家畜の購入・育成資金の融通の円滑化のための支援が必要となります。

政策目標

- 生乳の生産量（745万t（平成25年度）→750万t（平成37年度））
- 牛肉の生産量（51万t（平成25年度）→52万t（平成37年度））
- 豚肉の生産量（131万t（平成25年度）→131万t（平成37年度））

<主な内容>

1. 畜産経営体質強化支援資金融通事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者を対象に、既往負債の一括借換を行う長期・低利（貸付当初5年間は無利子）資金を措置します。

また、資金の円滑な融通が行われるよう都道府県農業信用基金協会に対して支援を行います。

2. 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入について、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除します。

（補助率：基金管理団体へは定額（支援対象者へは定額）
基金管理団体：民間団体）

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3501-1083）]

畜産経営体質強化資金対策事業の概要

1. 畜産経営体質強化支援資金融通事業

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を融通。

○ 貸付対象者

畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

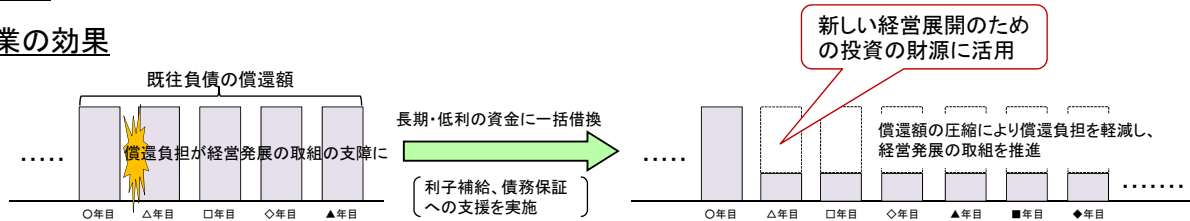
○ 貸付条件

- ・ 償還期限 : 酪農及び肉用牛25年以内(うち据置期間5年以内)・養豚15年以内(うち据置期間5年以内)
 - ・ 貸付利率 : 0.15%以内(貸付当初5年間は無利子)
 - ・ 利子補給率: 1.01%
- ※貸付利率及び利子補給率はH28.8.19現在

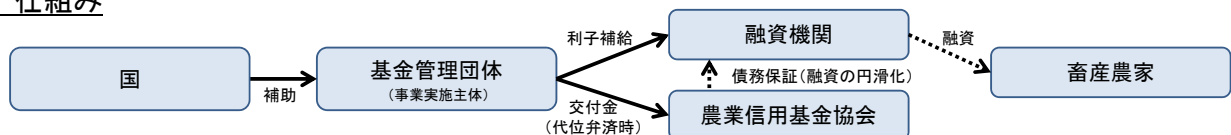
○ 融資機関 農協、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合

○ 融資枠 60億円(平成28年度補正予算額 1,565百万円)

○ 事業の効果



○ 仕組み



2. 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

意欲ある畜産農家の乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭を支援するため、家畜の購入・育成資金の借入に係る農業信用基金協会の債務保証の保証料を免除。

○ 支援対象者

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭を行う酪農又は肉用牛経営を営む者

○ 支援内容

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入について、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除

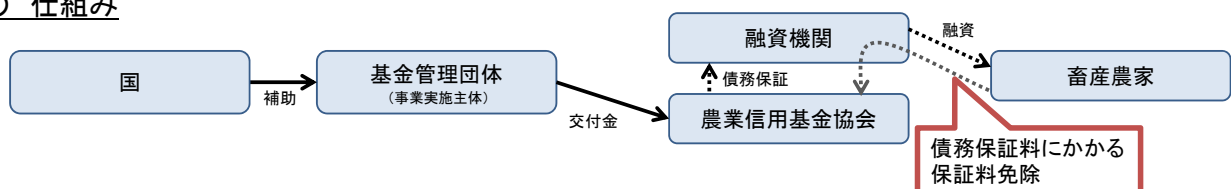
○ 対象資金 民間金融機関が融資する家畜の購入・育成資金

○ 平成28年度補正予算額 135百万円

○ 事業の効果

畜産農家の保証料負担の軽減により家畜の購入・育成資金の借入が円滑化され、乳用牛や繁殖牛の増頭が図られることにより生産基盤が強化

○ 仕組み



合板・製材生産性強化対策

【33,000百万円】

対策のポイント

生産性向上等体質強化のための合板・製材工場等の整備と原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に推進します。

<背景／課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、TPPによる新たな国際環境の下で、生産性向上等の体質強化を図るための合板・製材工場等の整備とそれらに向けて原木を安定的に供給するため、間伐材の生産及び路網整備等を一体的に推進することが重要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加
(2,400万 m^3 (平成26年度) → 3,200万 m^3 (平成32年度))

<主な内容>

地域材の競争力強化に向けて、都道府県が川上から川下までの林業・木材産業等関係者と共同で策定した体質強化計画に基づき、合板・製材工場等の施設整備とそれらに対し原木を安定的に供給する事業者が行う間伐材の生産及び路網整備等に対して支援を行います。

1. 木材加工流通施設整備

地域材の競争力強化に資する大規模・高効率の合板・製材工場等及び原木供給の効率化を進めるためのストックヤード等を整備します。

2. 間伐材生産・路網整備等

合板・製材工場等に対して原木を低コストかつ安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を実施します。

交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体、
地域材を利用する法人等

お問い合わせ先：

事業全体	林野庁計画課	(03-6744-2300)
1の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2290)
2の事業	林野庁整備課	(03-6744-2303)

概要

生産性向上等体質強化に向けて、都道府県が川上から川下までの林業・木材産業等関係者と共同で策定した体質強化計画に基づき、①競争力強化に資する大規模・高効率の合板・製材工場等の施設整備、②それらに対し原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に推進。

① 大規模・高効率加工施設の導入

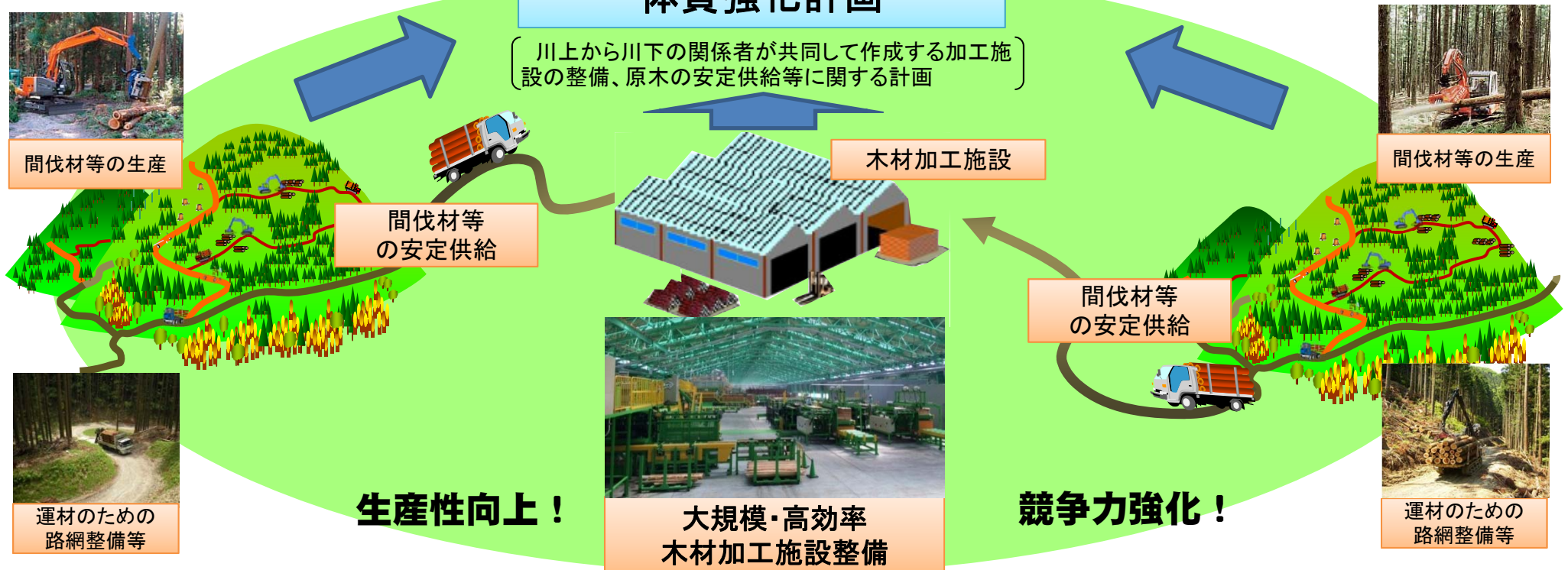
■ 大規模で高効率の加工施設の新規導入・改良を支援

② 間伐材生産・路網整備

■ 間伐材の生産及び路網整備等を支援

体質強化計画

〔川上から川下の関係者が共同して作成する加工施設の整備、原木の安定供給等に関する計画〕



体質強化計画策定に参画している事業体に対して都道府県経由で支援
(都道府県が木材加工業者、森林組合、流通事業者等と体質強化計画を共同策定)

「クリーンウッド」利用推進事業

【150百万円】

対策のポイント

来年5月の「クリーンウッド法」施行に向け、登録業務実施体制整備や運用開始のための広報、生産国の木材流通等に関する情報収集などに取り組みます。

<背景／課題>

- ・TPP協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されました。また、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が制定されました。
- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、法律の施行に向けて、体制整備や広報、情報収集等を集中的に行う必要があります。

政策目標

「クリーンウッド法」の登録木材関連事業者数
(13,000業者（平成32年度）)

<主な内容>

1. 「クリーンウッド法」の施行に向けた体制整備、広報 100百万円

(1) 登録業務実施体制の整備

登録実施機関が木材関連事業者の登録を行うために必要なマニュアル等の整備や登録実施機関に関する説明会等を実施します。

(2) 「クリーンウッド法」の運用開始に関する集中的な広報

「クリーンウッド法」の運用開始により、全ての事業者に合法伐採木材等の利用の努力義務が課せられることから、消費者や事業者に対して、「クリーンウッド法」の規定や、その趣旨・目的等について、幅広く広報を実施します。

（委託費）
委託先：民間団体等

2. 生産国における現地情報の収集 50百万円

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集します。

（委託費）
委託先：民間団体等

（お問い合わせ先：
林野庁木材利用課木材貿易対策室 （03-3502-8063））

「クリーンウッド」利用推進事業

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の施行を控え、制度の立ち上げにあたり①登録実施機関による登録実施体制の急速な整備、②海外における木材の生産・流通に関する現地情報の集中的な蓄積、③法の運用開始に関する集中的な広報を実施。

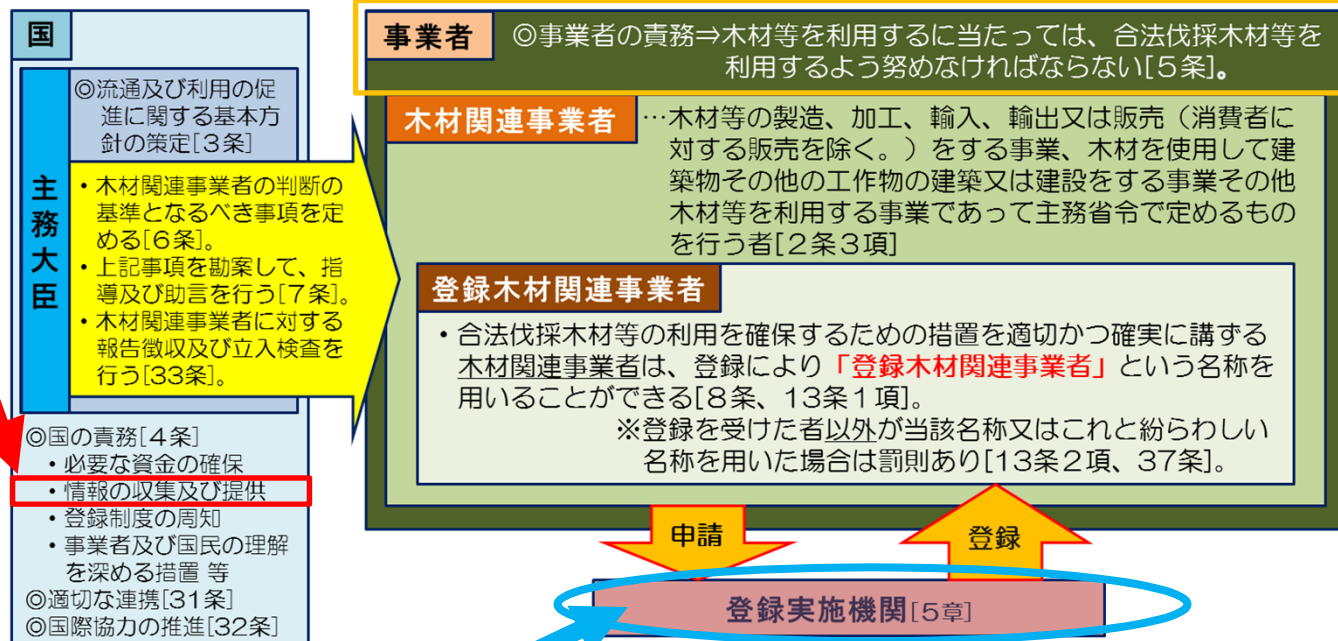
●「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」のスキームと規定事項

現地情報の収集

○木材関連事業者が取り扱う木材の合法性を適切に管理することを可能にするため、生産国における木材の流通や関連法令等に関する基礎的な情報を短期的・集中的に収集。

法の運用開始に関する集中的な広報

○全ての事業者には合法伐採木材等の利用の努力義務が課せられることから、消費者や事業者に対して、クリーンウッド法の規定や、その趣旨・目的等について、幅広く広報を実施。



※ 施行日：公布の日から起算して1年を経過した日

登録業務実施体制の整備

○登録実施機関が木材関連事業者の登録を行うために必要なマニュアル等の整備や登録実施機関に関する説明会等を開催。

水産業競争力強化緊急事業

【25, 500百万円】

対策のポイント

水産業の競争力強化を図るため、持続可能な収益性の高い操業体制への転換の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図ることが重要です。
- ・このため、浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進める必要があります。

政策目標

平成32年までに1経営体当たりの生産額を10%以上向上

<主な内容>

1. 広域浜プラン緊急対策事業

416百万円

複数の漁村地域が連携して取り組む浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進するための「浜の活力再生広域プラン」の策定を支援します。

当該プラン等に基づき意欲ある漁業者が実施する収入向上・コスト削減の実証的取組（養殖用生餌の安定供給、機能再編等）を支援します。

（補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体等）

2. 競争力強化型機器等導入緊急対策事業

4,000百万円

「浜の活力再生広域プラン」等に基づき、意欲ある漁業者が生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等を導入する場合に支援します。

（補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体等）

3. 水産業競争力強化緊急施設整備事業

6,100百万円

「浜の活力再生広域プラン」に基づき、競争力強化のために必要となる施設の整備、産地市場の統廃合等を推進するために必要な施設の整備及びそれら施設に関連する旧施設の撤去を支援します。

（補助率：1／2以内等
事業実施主体：都道府県、市町村、漁業協同組合等）

4. 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

14,250百万円

（1）浜の担い手漁船リース緊急事業

浜が連携して水産業の競争力強化を図るため、「浜の活力再生広域プラン」に基づき、中核的漁業者として位置づけられた者が所得向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船を円滑に導入できるよう支援します。

（2）漁船漁業構造改革緊急事業

漁船漁業の競争力強化を図るため、「漁船漁業構造改革広域プラン」に基づき、中核的漁業者として位置づけられた者が収益性向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船を円滑に導入できるよう支援します。

（補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体）

5. 水産業競争力強化金融支援事業

636百万円

2又は4の事業により、漁船の建造・取得・改修、漁業用機器等の導入を図る漁業者等が借り入れる資金について、**実質無利子や無担保・無保証人等での融資が可能となるよう支援**します。

融資枠：181億円
保証枠：153億円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体

(注) 1、2、4及び5の事業については、民間団体に基金を造成し、複数年度の事業実施を可能とするなど弾力的な運用を行います。

補助率：基金管理団体へは定額（支援対象者へは、事業費の定額、1／2以内 等）
基金管理団体：民間団体
支援対象者：「浜の活力再生広域プラン」等に基づき水産業の競争力強化に取り組む漁業者または漁業者団体 等

3の事業については、都道府県へ交付します。

お問い合わせ先：

1の事業	水産庁防災漁村課	(03-6744-2392)
	水産庁裁培養殖課	(03-6744-2383)
2の事業	水産庁企画課	(03-6744-2341)
3の事業	水産庁防災漁村課	(03-6744-2391)
	水産庁加工流通課	(03-3591-5612)
	水産庁裁培養殖課	(03-3501-3848)
4の事業	水産庁研究指導課	(03-6744-2031)
5の事業	水産庁水産経営課	(03-6744-2347)

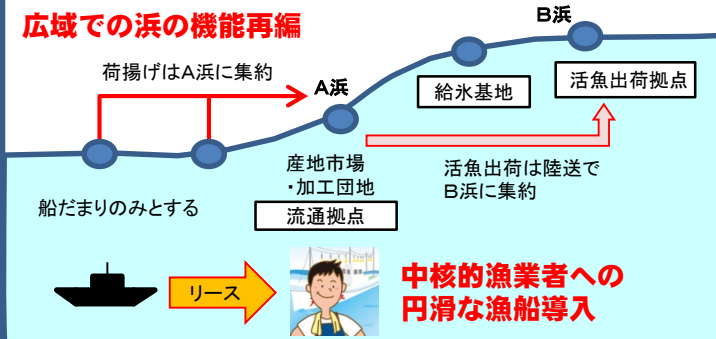
水産業競争力強化緊急事業

【平成28年度補正予算額: 25,500百万円】

広域浜プラン(浜の活力再生広域プラン・漁船漁業構造改革広域プラン)

広域な漁村地域が連携して取り組む浜の機能再編や 中核的漁業者の育成、漁船漁業の構造改革を推進

- 施設の再編整備等を推進
- 中核的漁業者を認定し、漁船の導入促進
- 収入向上・コスト削減の実証的取組(養殖用生餌の安定供給、機能再編等)への支援及び漁業用機器等の導入促進



<プランに基づき以下の事業を実施>

水産業競争力強化 緊急施設整備事業

「浜の活力再生広域プラン」(主に沿岸漁業)に基づき、高鮮度化、産地市場統廃合等による競争力強化を図るための共同利用施設の新設・改築、既存施設の撤去を支援

(補助対象施設例)

水産加工処理施設 産地市場



浜の担い手漁船 リース緊急事業

「浜の活力再生広域プラン」(主に沿岸漁業)に基づき、中核的漁業者へのリース方式による漁船の導入を支援

支援

沿岸漁船

国



漁船漁業構造改革 緊急事業

「漁船漁業構造改革広域プラン」(主に沖合・遠洋漁業)に基づき、中核的漁業者への国際水準に見合った漁船の導入を支援

支援

沖合・遠洋漁船

国



競争力強化型機器等 導入緊急対策事業

「浜の活力再生広域プラン」等に基づき、生産力の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援

支援



船内機



自動いか釣り機
漁業用機器の例

自己負担部分に係る融資について実質無利子化等を措置

国産農林水産物・食品への理解増進事業

【150百万円】

対策のポイント

国産農林水産物・食品の需要を維持・拡大するため、付加価値の高い国産品に対する消費者の理解や信頼を高めるとともに、商工会議所・商工会等と連携して都市圏の消費者目線で地域産品のブランドを構築する取組を推進します。

<背景／課題>

- ・「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」に即し、経営マインドを持った生産者が将来への不安を払拭し希望を持って経営発展に取り組むためには、国産農林水産物・食品の需要を維持・拡大していくことが不可欠です。
- ・このため、安全性や環境面等での付加価値が高い国産品に対する消費者の理解や信頼を高めるとともに、都市圏の消費者目線での地域産品のブランド化を推進することで、生産者と食品関連事業者、消費者の結び付きを強化していく必要があります。

政策目標

付加価値の高い地域産品の新規市場を創出（平成32年度までに160億円）

<主な内容>

1. 国産品への理解増進のためのイベント実施事業

80百万円

特に若い世代をターゲットとして、国産農林水産物・食品に対する消費者の理解や信頼を高めるため、消費者が多く集まるショッピングモール、スタジアム等の大規模集客施設を活用して、全国の地域特産品を集め、その魅力や生産者の声を消費者に伝えるイベントを実施します。

（委託費
委託先：民間団体等）

2. 生産者と食品関連事業者の連携促進事業

70百万円

観光、健康等の新たな需要につながる分野を重点に、都市圏の消費者目線での地域産品の商品開発を推進するため、商工会議所・商工会と連携して、ビッグデータを活用したマーケティング力の強化、生産者と食品関連事業者のマッチング、消費者目線での地域産品のブランド化等の取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：食料産業局食文化・市場開拓課（03-6744-2352）]

国産農林水産物・食品への理解増進事業

【平成28年度補正予算:1.5億円】

- ・国産農林水産物に対する消費者の理解や信頼を高めるため、大規模集客施設を活用して、全国の地域特産品を集め、その魅力や生産者の声を消費者に伝えるイベントを開催。
- ・併せて、商工会議所・商工会等と連携して、都市圏の消費者目線での地域製品のブランド化を推進することにより、国産農林水産物の需要を維持・拡大。

①消費者の理解を促進する大型イベント

【80百万円(委託)】

- ・ショッピングモール、スタジアム等の大規模集客施設に、全国各地から、知名度は高くないが魅力のある“埋もれた”地域特産品を集め、若い世代をターゲットとした大型イベントを開催

②地域の生産者と食品関連事業者等との連携促進

【70百万円(補助)】

- ・都市圏の消費者目線での地域商品の商品開発を進めるため、ビッグデータを活用したマーケティング力の強化、生産者や食品関連事業者等のマッチング、地域商品のブランド化等を支援

・国産農林水産物の需要の維持・拡大
・付加価値の高い地域産品の新規市場を創出
(平成32年度までに160億円)

生産資材価格・流通構造の「見える化」対策

【100百万円】

対策のポイント

農業者が生産資材（肥料・飼料・農薬等）の価格情報や、卸売市場における価格・委託手数料等を比較・選択することができる環境を整備します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」において、生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立について検討することとされています。
- ・生産者の所得向上を図るには、生産者が資材の価格等に関する様々な情報に触れ比較検討した上で資材を選択できるよう、価格情報を適切かつ使いやすい形で発信していく必要があります。
- ・また、生産者が、生鮮食料品流通に関する様々な情報に容易に触れて比較検討した上で出荷・販売先を選択できるよう、環境を整備していく必要があります。

政策目標

- 農業生産資材の価格に対する満足度の向上
- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.1兆円（平成26年度）→10兆円（平成32年度）)

<主な内容>

1. 農業生産資材価格の「見える化」

50百万円

幅広い関係者が農業生産資材の価格等を公表できる場の設立に向け、有識者や先行企業、農業者等からなる検討委員会を設置しコンテンツ・仕様等を決定し、ウェブサイト構築します。また、ウェブサイトを活用し、農業者の満足度をアンケートにより確認するとともに、抽出された課題を解決するための改善を行います。

2. 流通構造の「見える化」

50百万円

卸売市場における売買価格情報や委託手数料等の様々な情報を基に生産者が容易に出荷先を比較・選択できるシステムの構築を支援します。また、生産者の有利販売のために全国の特徴ある多様な流通業の取引条件等を調査するとともに、生産者が容易に事業者を選択し、アクセスすることができるシステムの構築を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

- 1の事業 生産局技術普及課 (03-6744-2435)
- 2の事業 食料産業局食品流通課 (03-3502-5744)

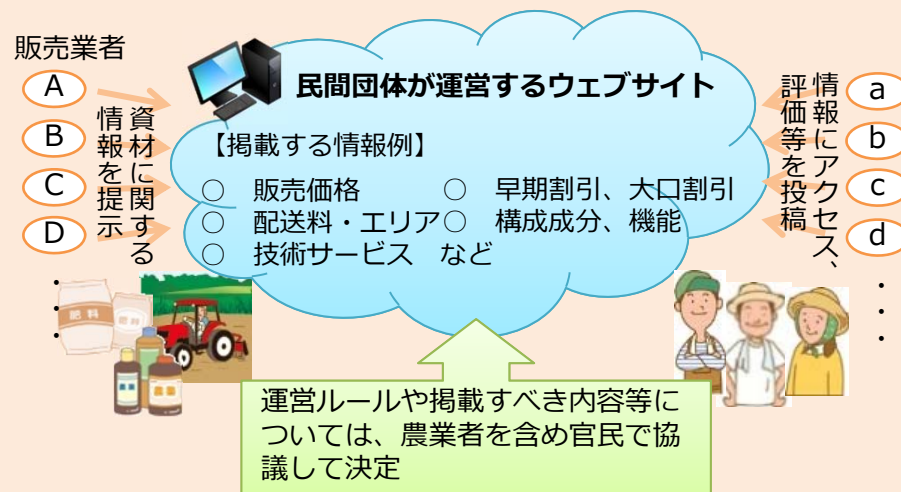
生産資材価格・流通構造の「見える化」対策

(平成28年度補正予算：100百万円)

- 農業者の所得向上を図るには、農業者が少しでも有利に農業生産資材を調達することや、農産物の有利な条件での販売を行うことが重要です。
- このため、農業者が農業生産資材（肥料・飼料・農薬等）の価格情報や、卸売市場や多様な流通の取引条件や価格等を比較・選択することができる環境を整備します。

農業生産資材価格の「見える化」

事業イメージ

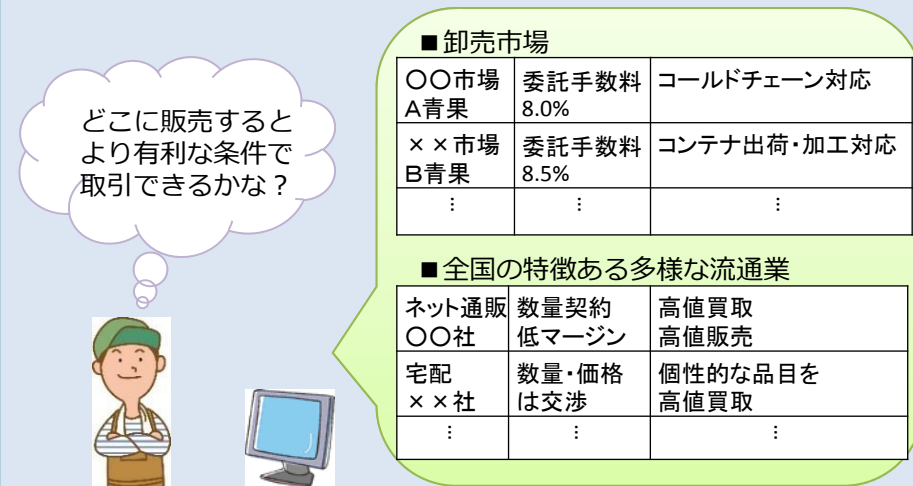


事業内容

- (1) コンテンツの検討とウェブサイトの構築
有識者や先行比較サイト運営企業、農業者等から構成される検討委員会を設置して、具体的なコンテンツ・仕様等を決定し、ウェブサイトを構築。
- (2) 農業者の満足度アンケートの実施、ウェブサイトの改善
ウェブサイトを活用し、農業者の満足度を確認するアンケートを実施するとともに、抽出された課題を解決するための改善を実施。

流通構造の「見える化」

事業イメージ



事業内容

- (1) 卸売市場流通の「見える化」
卸売市場における売買価格情報や委託手数料等の様々な情報を基に生産者が容易に出荷先を比較・選択できるシステムを構築。
- (2) 多様な流通の「見える化」
生産者の有利販売のために全国の特徴ある多様な流通業の取引条件等を調査するとともに、生産者が容易に事業者を選択し、アクセスすることができるシステムを構築。

水田活用の直接支払交付金 (平成28年度特別交付金)

【14,400百万円】

対策のポイント

水田農業の成長産業化を推進するため、野菜等の高収益作物への転換を図り、農業所得を向上させる産地の取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、**我が国の農業を特徴づける生産資源である水田を最大限に有効活用することが重要です。**
- ・さらに、水田農業の競争力強化を図るためには、**米政策改革の着実な推進と合わせて高収益作物への転換を促し、水田農業の収益力・生産基盤の強化を図る必要があります。**

政策目標

水田における高収益作物の作付面積を3%以上拡大

(平成28年度→平成29年度)

<主な内容>

都道府県・農業再生協議会等が、高収益農業への転換に向けて水田フル活用ビジョンを改定し、改定ビジョンに基づく農業者等の取組に対して交付金の直接支払を行います。

支援対象：主食用米と比べて面積当たり収益の高い野菜、果樹等の高収益作物の作付面積を拡大する計画を策定した地域における高収益作物の生産等。

※ 戦略作物助成等の拡大についても、水田活用の直接支払交付金全体として対応。

[お問い合わせ先：政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)]

甘味資源作物の安定生産支援 (甘味資源作物等産地確立緊急対策事業)

【1, 550百万円】

対策のポイント

甘味資源作物等の生産性向上や安定生産を図るため、地力の増進など特に重要な取組や機械導入等を支援します。

<背景／課題>

- ・さとうきび、かんしょは沖縄県及び南九州において地域経済を支える基幹作物ですが、近年は台風や干ばつ等の自然災害により不作が続いており、地域経済を活性化するためには、生産性向上を通じた生産構造の安定化が必要です。
- ・また、平成27年8月に国内で初めてジャガイモシロシストセンチュウの発生が確認されたことから、早急にまん延防止対策を講じる必要があります。

政策目標

- さとうきびの生産量を増加
(116万トン(平成26年度)→153万トン(平成37年度))
- かんしょの生産量を増加
(89万トン(平成26年度)→94万トン(平成37年度))
- ばれいしょの生産量の増加
(246万トン(平成26年度)→250万トン(平成37年度))

<主な内容>

1. さとうきび産地確立緊急支援事業

地域ごとの「さとうきび増産プロジェクト」に定めた取組のうち、地力の増進など特に重要な取組を支援するとともに、生産性向上を通じた生産構造の安定化を図るため、株出管理機の導入等を支援します。

〔補助率：定額、リース料の6／10以内
事業実施主体：生産者組織等〕

2. いも類産地緊急支援事業

(1) かんしょ生産構造緊急強化事業

かんしょについて、近年の低温・寡照の影響等による収量の低迷からの回復を図るため、適期作業による収量増加などを可能とするマルチ栽培を行う機械の導入等を支援します。

〔補助率：物件相当額の1／2以内
事業実施主体：生産者組織等〕

(2) ばれいしょの病害虫のまん延防止のための施設等整備支援

ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止を図るため、農業機械や収穫物の運搬車両を農作物の集荷施設において洗浄する施設の整備等を支援します。

〔補助率：1／2以内
事業実施主体：生産者組織等〕

[お問い合わせ先：政策統括官付地域作物課 (03-3501-3814)]

甘味資源作物等産地確立緊急対策事業

【平成28年度補正予算額: 1, 550百万円】

目的・概要

- ◆ 甘味資源作物は、台風常襲地帯の沖縄県、鹿児島県等の基幹作物で地場産業である製糖工場等と共に地域経済と地域雇用を支える存在。このため、生産安定化や生産性向上により、地域経済を活性化させる。
- ◆ 甘味資源作物の生産性向上に向け、地域の核となる担い手に対し、ハーベスタ、株出管理機などの農業機械等のリース導入を図るとともに、台風、干ばつ、病虫害発生等の自然災害被害に対応した地力の増進、病虫害のまん延防止等の取組への支援による生産性向上や生産の安定化を図る。

対策

生産構造改革対策

さとうきび、かんしょ等の生産において、生産性向上を図るために必要となる農業機械等のリース導入を支援。地域の担い手と農業機械を核に省力化や作業の共同化等を推進。

取 組 例

<さとうきび>

適期植付、適期株出管理を行うため、収穫機と株出管理機等を一体的に導入



収穫機



株出管理機

<かんしょ>

適期に作業を実施するため、マルチ張り機や挿苗機等の導入を支援し、収量増加を推進。



マルチ張り機

増産・安定生産対策

さとうきび増産に必要な地力の増進、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延防止等の取組を支援。

取 組 例

<さとうきび>

たい肥等による地力の増進



たい肥の散布

<ばれいしょ>

運搬車両の洗浄施設の整備

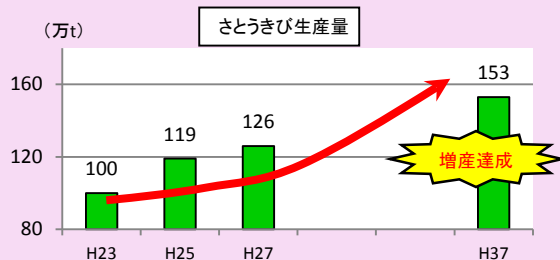


車両洗浄機

効果

<さとうきび等>

ハーベスタ等の導入による生産性向上や台風などの自然災害被害への対策に取り組む。
→ 増産により、地域経済が活性化。



<さとうきび等>

地域の若い担い手と機械化一貫体系に必要な農業機械を核に地域にマッチした農作業受委託体制を構築
→ 地域の若い担い手の育成により、足腰の強い甘味資源作物生産を実現。

【現状の手刈り率】

3割

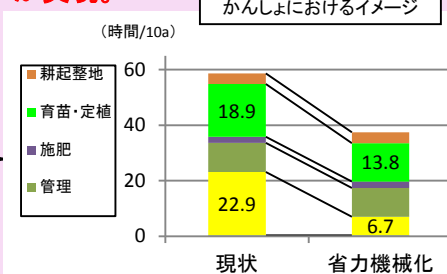
特に沖縄では
4割



手刈りの状況

<さとうきび、かんしょ>

省力化や作業の共同化等により、労働時間が減少。
→ 生産コストの低減、労働力の確保が実現。



<ばれいしょ>

農業機械や収穫物運搬車両の洗浄の徹底による産地での万全なまん延防止。
→ 安定生産を実現。



シストセンチュウによる収量減

まん延の防止による収量安定化



未来への成長の鍵を握る地域の若い担い手を支援し、魅力ある甘味資源作物生産を実現する

農業農村整備事業（公共）

【62,000百万円】

対策のポイント

担い手への農地集積を推進するため、農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水や農業水利施設の整備等を地域の実情に応じてきめ細かく実施します。また、強靱な農村地域づくりのため、農業水利施設等に係る耐震化や農地の湛水被害防止等の防災減災対策、老朽化対策を推進します。

＜背景／課題＞

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化や農業水利施設等の整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要です。
- ・その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の整備について、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に実施します。
- ・集中豪雨や大規模な地震が頻発しており、地域の実情に即し、緊急性や重要性の観点から優先度に応じて防災減災・老朽化対策を加速化する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 湛水被害等の災害のおそれの解消（約10万ha以上（平成28年度））

＜主な内容＞

1. 担い手への農地集積を加速する迅速な基盤整備 12,000百万円
 - （1）農地、農作業道や暗渠排水等の整備をきめ細かく実施
 - （2）農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大や暗渠管の設置等の簡易な整備
 - （3）水管理の省力化に資する農業水利施設等の整備
2. 農業水利施設等の防災減災・老朽化対策 50,000百万円

周辺に住宅や公共施設等があり施設が損壊した場合に被害を与えるおそれがある、ため池や排水機場などの農業水利施設等に係る耐震化や農地の湛水被害防止等の防災減災対策、老朽化対策を実施します。

国費率、補助率：2／3、1／2等

事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等

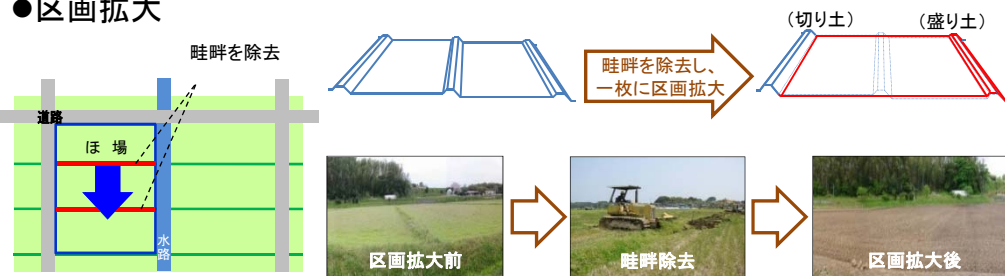
[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）]

農業農村整備事業

1. 担い手への農地集積を加速する迅速な基盤整備

○ 農業者の自力施工も活用した**農地の区画拡大や暗渠管の設置**といった簡易な整備等を実施。

●区画拡大



●暗渠管の設置



●水管理の省力化に資する農業水利施設等の整備

・水路のパイプライン化



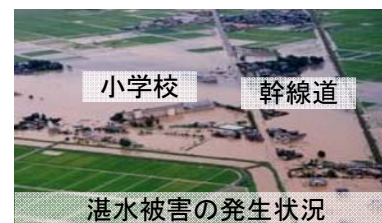
・ゲート操作の自動化



2. 農業水利施設等の防災減災・老朽化対策

○ ため池や排水機場などの農業水利施設等に係る**耐震化や農地の湛水被害防止等の防災減災対策、老朽化対策**を実施。

●湛水被害防止



●耐震化



●ため池の整備



●老朽化対策



農地耕作条件改善事業

【10, 200百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要です。
- ・このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせで一括支援することが必要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

- 定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備、先進的省力化技術導入支援等の条件改善促進支援 等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

- 定率助成：土層改良、農作業道、農地造成、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、地形図作成等の条件改善促進支援 等

2. 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

基盤整備に加え、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「1. 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

- 定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

※ 事業の特徴

- （1）事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域
- （2）農地中間管理機構から国への直接申請も可能
- （3）必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）、総事業費は10億円未満を支援
- （4）農地中間管理機構との連携概要を策定し、事業を実施

（補助率：定額、1／2等）
事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 （03-6744-2208）]

農地耕作条件改善事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

○定額助成

- ・ 区画拡大：10万円/10a
- ・ 暗渠排水：15万円/10a
- ・ 用水路の更新整備：10万円/10m
- ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援（調査・調整、先進的省力化技術導入支援等）等

○定率助成

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全
- ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援
- ・ 土壌改良等の高品質作物の導入に関する支援
- ・ 営農飲雑用水等の営農環境の整備に関する支援
- ・ 地形図作成等の条件改善促進支援



自動給水栓



カバープランツ・小段



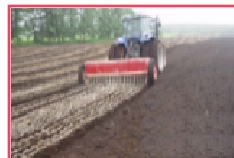
畦畔除去



暗渠排水



先進的省力化技術導入



土層改良

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

○定額助成（＊）

- ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査等



現場での講習・研修会

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入（タマネギの収穫）

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

○定額助成（＊）

- ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催等

○定率助成

- ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース等



検討会の様子

＊プランの作成や技術習得等に必要な経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者15者以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

2. 実施要件

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これらを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構
- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農業法人等



これなら
思い通りの
農業が
できるわ！

農地情報公開システム本格稼働加速化事業

【1,500百万円】

対策のポイント

電子化・地図化された最新の農地情報に基づき、地域の農業者等の話し合いを促進し、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化します。

<背景／課題>

- ・現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地の集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化するために必要不可欠な情報基盤となる農地情報公開システムを早期に本格稼働させる必要があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

農地情報公開システムを早期に本格稼働させるため、農業委員会が有する農地情報の同システムへのデータ変換・移行を支援します。

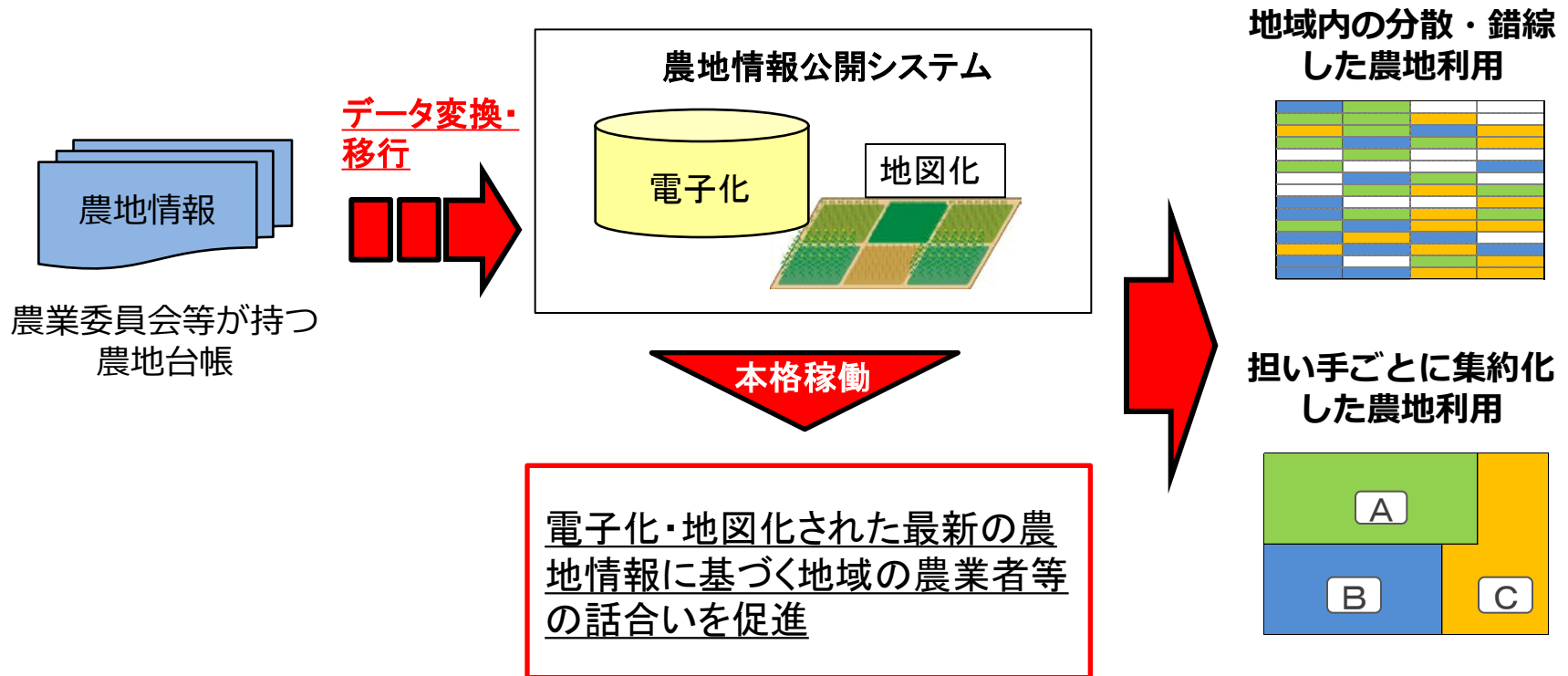
補助率：定額
事業実施主体：全国農業委員会ネットワーク機構

[お問い合わせ先：経営局農地政策課（03-3592-0305）]

農地情報公開システム本格稼働加速化事業

【平成28年度補正予算:15億円】

- 農地情報公開システムを早期に本格稼働させるため、農業委員会が有する農地情報の同システムへのデータ変換・移行を支援。
- これにより、電子化・地図化された最新の農地情報に基づき、地域の農業者等の話し合いを促進し、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化。



- ・補助率: 定額
- ・事業実施主体: 全国農業委員会ネットワーク機構

鳥獣被害防止対策の推進

【1,000百万円】

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するための捕獲強化の取組を推進します。

<背景／課題>

- ・野生鳥獣の生息数の増大とともに分布域が拡大し、農作物被害金額は年間約200億円の規模で推移しています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加等の一因にもなるなど深刻な状況です。
- ・このような中、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月環境省・農林水産省決定）における野生鳥獣半減等の目標を達成するためにも、繁殖期である平成28年度後半から年度末にかけての捕獲の強化が喫緊の課題となっています。
- ・このため、野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するための捕獲強化の取組を推進することが重要です。

政策目標

野生鳥獣を約10万頭捕獲（平成28年度）（本補正予算によるシカ、イノシシの捕獲数の合計）

<主な内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金

900百万円

市町村が策定した「被害防止計画」に基づき実施される捕獲強化の取組を推進するため、捕獲活動経費を支援するとともに、一斉捕獲活動や捕獲資材の導入などの地域ぐるみの活動等を支援します。

〔 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは1／2以内等）
事業実施主体：地域協議会、民間団体等 〕

2. シカによる森林被害緊急対策事業

100百万円

シカによる森林被害が深刻な地域において、広域かつ緊急的な捕獲のモデル的实施やシカの行動把握調査等を実施し、捕獲数増大に向け早急に取組の強化を図ります。

〔 補助率： 定額、委託費
事業実施主体： 国、都道府県等 委託先：民間団体等 〕

お問い合わせ先：

- 1 の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）
2 の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室（03-3502-1063）

鳥獣被害防止対策の推進(平成28年度補正予算)

【1,000百万円】

○ 野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するための捕獲強化の取組を推進。

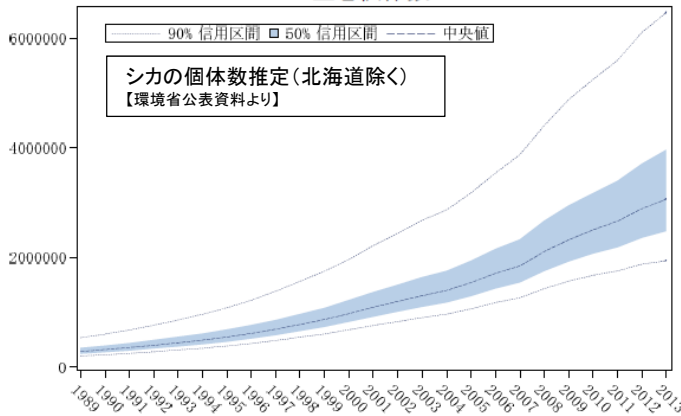
鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成28年度補正予算額 900百万円】

野生鳥獣の生息数の増大とともに分布域が拡大し、農作物被害金額は年間約200億円の規模で推移。環境省及び農林水産省において、シカ・イノシシ・サルの生息数等を平成35年度までに半減させる目標を設定。野生鳥獣の増加等に伴い、繁殖期である平成28年度後半から年度末にかけての捕獲推進が課題。

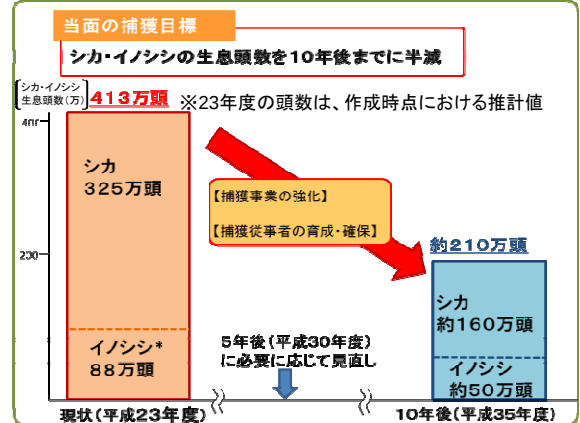
■野生鳥獣の生息数の増大

生息個体数



一約305万頭
(中央値)

■抜本的な鳥獣捕獲強化対策(平成25年12月環境省・農林水産省決定)



緊急的な捕獲の強化が必要

【事業内容】

○ 捕獲強化の取組を支援(取組事例)

捕獲活動経費の支援



【支援単価】

- ・捕獲1頭あたり8,000円以内
シカ、イノシシ、サル等の成獣
- ・捕獲1頭あたり1,000円以内
その他の獣種及び上記の幼獣
- ・捕獲1羽あたり200円以内
鳥類

地域ぐるみの捕獲活動



- ・捕獲資材の導入
- ・一斉捕獲活動の実施

【補助率】
1/2以内等

【事業実施主体】 地域協議会、民間団体 等

【交付率】 都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

シカによる森林被害緊急対策事業

【平成28年度補正予算額 100百万円】

森林に深刻な被害を及ぼすシカについて、その推定個体数の増加傾向が続いているなど厳しい状況。シカによる森林被害が深刻な地域において、広域かつ緊急的な捕獲のモデル的实施やシカの行動把握調査等を実施し、捕獲数の増大に向け早急な取組の強化を図る。

(1) 緊急捕獲等実践事業

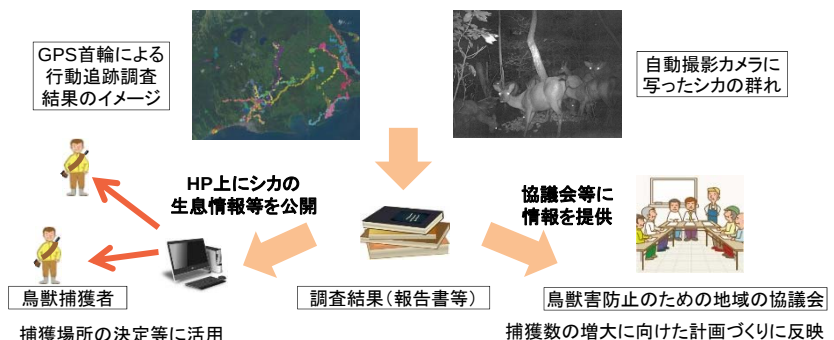
林業関係者が主体となってシカの広域かつ緊急的な捕獲等を実施。



移動式囲いわな

(2) 鳥獣捕獲者支援事業

GPS等により地域のシカの行動や被害状況の把握調査等を行い、捕獲に有益な情報を地域の協議会や鳥獣捕獲者等に提供。



【事業実施主体】 国、都道府県等

【補助率】 定額

【委託先】 民間団体等

森林整備事業（公共）

【31,000百万円】

対策のポイント

森林資源の循環利用を通じた林業成長産業化の実現のため、間伐や路網整備を推進するとともに再造林を確実に実施し、森林吸収量を確保します。

<背景／課題>

- 我が国の豊富な森林資源の循環利用と安定的な木材の供給体制の構築による林業の成長産業化の実現と、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、間伐やこれと一体となった路網整備、主伐後の再造林等を推進する必要があります。

政策目標

森林吸収量3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施
（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

- 施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網の整備、主伐後の再造林等を効率的に推進します。
- 奥地水源林等であって、所有者の自助努力によっては適正な整備ができない森林において公的主体による間伐等の森林整備を推進します。

森林環境保全直接支援事業	15,506百万円
環境林整備事業	1,002百万円
水源林造成事業	4,501百万円
国有林森林整備事業	9,991百万円
国費率：10／10、3／10等	
事業実施主体：国、都道府県、市町村、 国立研究開発法人 森林総合研究所、森林所有者等	

[お問い合わせ先：林野庁整備課（03-6744-2303）]

森林整備事業

平成28年度補正予算額：
森林整備事業 310億円

我が国の豊富な森林資源の循環利用を進め、安定的な木材の供給体制の構築による林業の成長産業化の実現と、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向けて、施業の集約化を図り、間伐やこれと一体となった路網整備、主伐後の再造林等を推進するとともに、奥地水源林等であって自助努力によっては適正な整備ができない森林において公的主体による間伐等を推進します。

間伐等の施業及びこれらに必要な路網整備により、我が国の森林資源を活かした林業の成長産業化を実現するとともに、森林の公益的機能を発揮

間伐



再造林

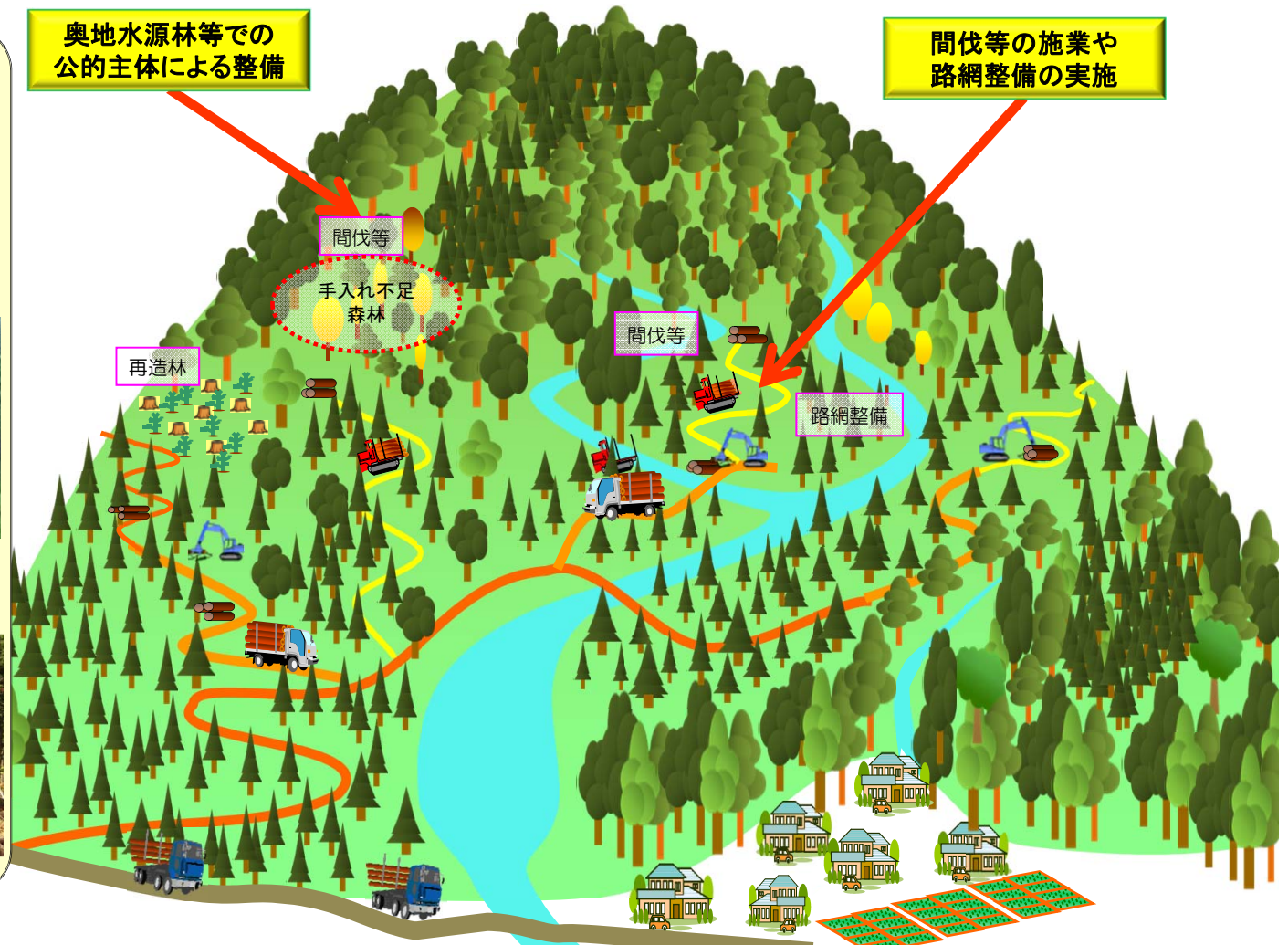


路網整備



奥地水源林等での
公的主体による整備

間伐等の施業や
路網整備の実施



地域材利用拡大緊急対策事業

【500百万円】

対策のポイント

山村地域の重要な産業である林業・木材産業を活性化するため、地域材の需要を増大させる総合的な取組を支援します。

<背景／課題>

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山村に広がる豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには地域材の需要拡大を図ることが課題となっています。
- ・最近の木材需要の内訳を見ると、燃料用を始めとしたC・D材の需要が大幅に増加する一方、木造一戸建住宅の着工の低迷から、林業の収益確保の主役であるA材の需要が減少しています。
- ・このため、地域材を利用する木材関係者等が連携を強化するとともに、地域材の良さを発信し、需要を増大させる取組等を総合的に支援することにより、山村地域の重要な産業である林業・木材産業を活性化させていく必要があります。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,400万^m (平成26年度) → 3,200万^m (平成32年度))

<主な内容>

1. 地域材利用の木材関係者等への支援対策

410百万円

住宅等における地域材の需要拡大を図るため、各地域又は全国の木材関係団体が工務店・製材業者・素材生産業者等の関係者と連携して行う展示会・消費者向けセミナーの開催、住宅・木材製品の設計者等への各種研修会・技術指導の実施、住宅の工法・住宅資材の開発・試作等、地域材の需要拡大に向けた総合的な取組等を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

2. 木材流通効率化事業

20百万円

物流コスト削減による競争力強化と森林所有者への利益還元を図るため、山元から実需者までからなる協議会を設置し、効率的な輸送方法の検討、ICTを活用したモデル輸送システムの開発・普及等を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

3. 広葉樹材の活用によるしいたけ生産支援対策

45百万円

広葉樹材の活用による原木しいたけ生産の安定経営に向け、生産性や品質向上の実証的な取組に必要な生産資材の導入を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

4. 地域竹材の利用促進対策

25百万円

竹材利用の促進を図るため、地域における竹材の需要拡大に向けた新規用途の開拓や、安定供給に向けた竹材生産情報の収集等に対する取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：
1、2の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)
3、4の事業 林野庁経営課 (03-3502-8059)

地域材利用拡大緊急対策事業

【平成28年度第2次補正予算要求額:500百万円】

背景

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山村に広がる豊富な森林資源を循環利用し、地域材の需要拡大を図り、林業の成長産業化を実現することが必要。

実施内容

地域材の良さを発信し需要を増大させるとともに、地域材を利用する木材関係者等が連携して行う取組等を総合的に支援。

(1) 地域材利用の木材関係者等への支援対策

○住宅等における地域材の需要拡大を図るため、各地域又は全国の木材関係団体が工務店・製材業者・素材生産業者等の関係者と連携して行う展示会・消費者向けセミナーの開催、設計者等への研修会・技術指導の実施、住宅の工法・住宅資材の開発・試作等の取組等を支援。



木造住宅の展示会



住宅の設計者等への研修会



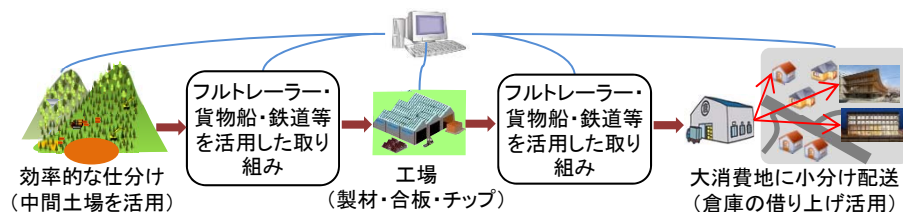
新たな工法・資材の開発



高付加価値商品の開発・普及

(2) 木材流通効率化事業

○物流コスト削減による競争力強化と森林所有者への利益還元を図るため、山元から実需者までからなる協議会を設置し、需給情報の共有、効率的な輸送方法の検討、ICTを活用したモデル輸送システムの開発・普及等を支援。



(3) 広葉樹材の活用によるしいたけ生産支援対策

○広葉樹材の活用による原木しいたけ生産の安定経営に向け、生産性や品質向上の実証的な取組に必要な生産資材の導入を支援。



広葉樹の活用による原木しいたけ生産

(4) 地域竹材の利用促進対策

○地域における竹材の需要拡大に向けた新規用途の開拓や、安定供給に向けた竹材生産情報の収集等に対する取組を支援。



フローリング材の開発



抗菌剤の開発